

安保法制、国会へ

安倍内閣は新たな安全保障政策の関連法案を閣議決定した。きょう国会に提出する。

安倍首相は先月の米議会での演説で、この安全保障法制について「戦後初めての大改革だ。この夏までに成就させる」と約束した。

だが、その通りに成就させるわけにはいかない。

合意なき歴史的転換

集団的自衛権の行使を認めた昨年7月の閣議決定は、憲法改正手続きを素通りした実質的な9条改正である。

法案の成立は行政府の恣意的な解散改憲を立法府が正当化し、集団的自衛権の実際の行使へと道を開くことになる。

そうなれば、もう簡単には戻りできない。この一線を越えてはならない。

一連の法整備を前提とした「日米防衛協力のための指針」の改定を、ケリー米国務長官は「歴史的転換」と評価した。思い起こしてみよう。首相は昨年5月の記者会見で、母子が描かれたパネルを見せながら邦人輸送中の米艦船を自衛隊が守ることの必要性を訴えた。

ところが、新たな指針はそんな事例をはるかに飛び越え、自衛隊が米軍の活動を世界規模で補完する可能性を示している。自らの軍事負担を軽くしたい米国が歓迎するのは当然だ。

平和国家の変質

周辺の安全保障環境が厳しくなるなかで、本当に日本の平和と国民の安全に必要だというのなら、安倍首相はそのための憲法改正を国会に働きかけ、国民投票では非を問わねばならなかつたはずだ。

この歴史に残る大転換の是非を、日本の国会も国民もまだ問われてはいない。

法案の内容は多岐にわたるが、その起点となつたのは9条の「兵站」だ。米軍などと戦う相手から見れば、自衛隊は攻撃すべき対象となる。

米軍などに弾薬を提供し、航空機に給油する。「後方支援」とはいつても、実態は軍需補給の「兵站」だ。米軍などと戦う地域に限られていた。新たな法案ではその概念はなくなり、自衛隊が活動できる場所は他国

の戦闘現場にぐっと近づくことになる。しかも、その場所は日本周辺に限らず地球規模で想定されている。危険を背負うのは現場の自衛隊員である。

これまで政府は9条のもとでの閣議決定だ。これまで政府は9条のもとで

は集団的自衛権の行使は認められず、認めるには憲法改正が必要だとしてきた。

自衛隊が合憲とされてきたのは、「自衛のための必要最小限度の実力」であると解釈されたからだ。だが、限定的であろうと集団的自衛権で他国を防衛できるとなれば、必要最小限度の範囲を逸脱してしまう。

集団的自衛権の容認は、米軍からの様々な要請を断つてきた憲法上の根拠を自ら捨て去ることにもなる。

周辺の安全保障環境が厳しくなるなかで、本当に日本の平和と国民の安全に必要だというのなら、安倍首相はそのための憲法改正を国会に働きかけ、国民投票では非を問わねばならなかつたはずだ。

安保政策の急転換は、集団的自衛権だけではない。

これまで自衛隊が他国軍の後方支援をする場所は、「非戦闘地域」に限られていた。新たな法案ではその概念はなくなり、自衛隊が活動できる場所は他国

動に組み込まれる。そして、米国と一緒に戦う國と見なされる——。これは、様々な曲折をへながらも築いてきた憲法は、9条に基づく平和国家としてのありようの根本的な変質だ。幅広い議論と国民合意がなければ、なしえないものである。

周辺の安全保障環境が厳しくなるなかで、本当に日本の平和と国民の安全に必要だというのなら、安倍首相はそのための憲法改正を国会に働きかけ、国民投票では非を問わねばならなかつたはずだ。

このほか、警察や海上保安廳では手に負えない武力攻撃へ

この一線を越えさせたな

いい。

手前の「グレーゾーン事態」へ

の対処も、もっと議論が必要だろう。

11法案の一本一本が十分な時間をかけて審議されるべき重要な内容を持つ。いつしょくたに審議していまの国会でまとめて成立させようという政府・与党の方針は乱暴すぎる。

安倍政権は一連の法案を成立させてしまえば、民主主義国として正しい手続きを踏んだといふだろう。内閣が政策実現のため憲法を実質的に改めてしまう立憲主義の逆立ちに、国会がお墨付きを与えることになる。それは立法府の自殺行為だ。

極めて重要な国会論戦になる。採決に向けてただ時間を費やすだけの審議は許されない。政権ではなく国民の声を聞くことを。すべての国民の代表にふさわしい判断を下すこと。